

中央区道路環境美化活動(アダプト・プログラム)締結までの流れ

①中央区地域振興課
(011-205-3221)に電話する。
ア)打ち合わせの日程を決める



各企業・団体の活動計画
に従って活動

②中央区と企業・団体との打ち合わせ
【打ち合わせまでに検討すること】
ア)活動希望エリア(地図上に記入してきてください)
イ)活動開始希望日
ウ)今後の活動予定
エ)活動内容(ごみ拾い、冬場の砂まき等)

⑥年度末に
ア)今年度の活動報告書(写真付)
イ)翌年度の活動計画書を提出
(フォーマットがあります)



③メール等で打ち合わせ
ア)覚書の内容の確認 等
イ)調印式の実施日の確認 等
(各企業・団体の代表者と中央区長が出席する調印式を行います)

【よくあるQ&A】

Q)相談してから調印まではどのくらいの時間がかかるの？

A)ご相談をいただいてから、書類や物品の準備を行いますので、約1か月半程度を想定してください。

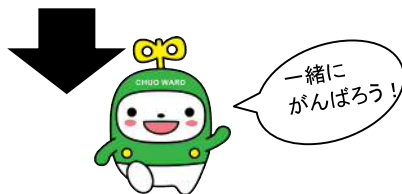
Q)覚書の締結期間はいつまで？

A)覚書の有効期間は締結した年度の3月31日までです。覚書の解除を希望する場合には、期限の30日前までに申し出てください。申し出がない場合には、1年間の自動更新となります。中央区役所では継続的な活動をお願いしております。

Q)集めたゴミはどうするの？

A)ボランティア袋に入れて、決められた日にごみステーションに出してください。
なお、大量の場合や保管できない場合は、中央区役所にお電話をいただき、ゴミの量と、置き場をお知らせください。後程、清掃事務所が回収に行きます。

④調印式(中央区役所で行います)



⑤初めての活動日！！



Q)清掃活動に係る用具はどうするの？

A)初回の活動の際に清掃に係る一部の用具を中央区からお渡しいたします。数に限りがありますので、不足分については、各企業・団体でご準備ください。

【お問い合わせ先】 中央区市民部地域振興課まちづくり調整担当 電話:011-205-3221